

「今こそ備えよう！動画で学ぶ令和の防災」DVD 貸し出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「今こそ備えよう！動画で学ぶ令和の防災」DVD（以下、「DVD」という）を貸し出す場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 DVD を借用しようとする団体（個人含む）は、淀川区長に借用申請しなければならない。申請の方法は、「今こそ備えよう！動画で学ぶ令和の防災」DVD 借用申請書（様式1）により申請する。

(使用承認)

第3条 淀川区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、DVD の借用・使用を許可する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき
 - (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき
 - (3) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき
 - (4) 営利を目的とするとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、淀川区長がDVD 使用を不適切と認めるとき
- 2 淀川区長は、第2条による申請に基づき使用承認した場合、申請者にDVD を貸し出す。
- 3 前項における貸し出し期間は、貸し出し日及び返却日を含め10日以内とする。
- 4 淀川区長は、第2条による申請に関し、第1項各号に該当するため、使用が不適切と判断した場合、借用承認の不可についてその理由を付して申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第4条 DVD を借用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、淀川区長の指示する条件に従うこと
 - (2) 承認を受けた者は、これの一部または全部について複製しないこと
 - (3) 承認を受けたものは、これを譲渡し、または転貸しないこと
 - (4) DVD を汚損・破損・紛失した場合は、借用者が費用弁償を行うこと
 - (5) 借り受け及び返却にあたっては、申請者が淀川区役所の窓口で開庁日の執務時間内に行うこと
- (6) DVD を使用しましたは利用した営利・宗教・政治目的等の行為は行わないこと

(使用料)

第5条 DVD 貸し出しにかかる使用料は無償とする。

(使用承認の取消)

第6条 淀川区長は、DVD の使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該 DVD 使用承認を取り消すことができる。

2 淀川区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、申請者に通知しなければならない。

3 申請者は、前項の通知を受けた時は、速やかに DVD を返却しなければならない。

(管理者の責任)

第7条 DVD の貸し出し及び使用、または貸し出し承認の取り消し等により、使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者である淀川区長は一切その責めを負わない。

(事務)

第8条 この要綱に関する事務は、淀川区役所市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、DVD 貸し出しに必要な事項は淀川区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。